

FASB 非営利組織体会計基準改訂案の検討

—— 財務報告への影響と今後の課題 ——

日 野 修 造

はじめに

本稿はアメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards board：以下、FASB と略称する）が2015年4月に公表した FASB 非営利組織体会計基準改訂案（以下、改訂案と略称する）を検討するものである。アメリカでは一部の例外¹⁾を除いてすべての非営利組織体が FASB の非営利組織体会計基準に従って会計処理および財務報告を行っている。1980年に概念フレームワーク『非営利組織体の財務報告の目的』（*Statement of Financial Accounting Concepts No.4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations.*：以下、SFAC 第4号と略称する）が公表され、次いで1985年に財務諸表の構成要素を非営利組織体まで拡張した概念フレームワーク『財務諸表の構成要素』（*Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements.*：以下 SFAC 第6号と略称する）が²⁾、そして、1993年に会計基準書『非営利組織体の財務諸表』（*Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations.*：以下、

1) SFAC 第4号では、「明らかに本ステートメントの焦点の枠外に位置する組織体の例としては、投資者が所有する企業、ならびに、その所有者、会員、参加者に対して直接的かつ比例的に配当、価値の値引またはその他の経済的便益を提供する相互保険会社その他の相互協同実体的ような、その他の種類の組織形態がある」（FASB [1980], par 7；平松・広瀬 [2002], p.161）と述べられている。

SFAS 第117号と略称する)が公表された。他にも寄付金の会計処理や減価償却の認識など、非営利組織体特有の会計基準が設定された。最初の概念フレームワークが公表されてからかれこれ35年が経過している。

アメリカにおいて非営利組織体会計概念や基準等が定着したと思われるが、今回 FASB は「より良い情報を寄付者や債権者、他の財務情報利用者に提供するため」(FASB [2015], p.1)として改訂案を公表している。

改定のポイントは、①純資産分類の変更、②事業活動計算書の中間報告における一貫性の欠如の解消、③経費に関する情報内容の一貫性欠如の解消(すべての組織が役割・内容別報告ではない)および④営業キャッシュフローの有用性を高める、の4点に集約される(FASB [2015], p.1)。

まず第1に挙げられているのが純資産の分類(classification)の変更である。本稿ではこの①に焦点を当てる。なぜなら、企業会計と非営利組織体会計の最大の違いは純資産の分類であり、非営利組織体の会計処理や財務報告のあり方を成す根幹となるものであるからである。非営利組織体の主な財源は寄付金や補助金(以下、両者を併せて寄付と略称する)である。これには資源提供者の提供資源に対する用途拘束がある場合がかなりの程度存在する。したがって、純資産を資源提供者の拘束に従って貸借対照表の純資産の部が区分される。そしてそれは、寄付を受け取った際に、拘束の有無によって仕訳をしなければならないことを意味する。したがって、非営利組織体における会計処理の根幹に、大きな影響を及ぼす改定だと考え、この点に焦点を当てた次第である。

この純資産の分類の変更による影響は相当程度あると思われる。いくつか挙げておくと、①財務的生存力の測定、②資金調達の有用性および③将来のサービス提供可能性予測などが考えられる。

本稿の趣旨は、非営利組織体会計基準改訂案における純資産分類の変更に焦点を当て、それが及ぼす財務報告への影響を考察し、非営利組織体会計の課題について考えることにある。

検討の手順は、第1章で会計基準改訂の趣旨と純資産分類変更の理由を確認する。第2章ではまず、今回の改訂で純資産の分類がどのように変更されるのかを確認する。そして、それと関連して貸借対照表と事業活動計算書がどのような変貌を遂げるのかを改訂案に基づいて紐解いていく。第3章では、まず改訂の方向性を確認する。そこで財務諸表の注記が強化されるという方向性が見えてくる。したがって次に注記を確認する。そして第4章で変更点を検証し、今回の改訂案の課題を指摘し、解決の糸口を示唆することとする。

1. 会計基準改定の趣旨と純資産分類変更の理由

(1) 会計基準改定の趣旨

FASB は今回のプロジェクトの趣旨について、「非営利組織体の資産流動性、財務実績、キャッシュフローに関する財務諸表とその注記に示される情報や、純資産の分類に関する現在の要件を改善するために、FASB の活動計画に新たなプロジェクトを加えた」(FASB [2015], p.1) と述べている。そして、「FASB の非営利部門諮問委員会 (NAC) や他の関係者の指摘によると」(FASB [2015], p.1) と前置きをして、「非営利組織体の財務諸表に関する既存の基準は適切なものであるが、改善することによってより良い情報を寄付者や債権者、他の財務情報利用者に提供することができる」(FASB [2015], p.1) と述べている。つまり、今回の改定の趣旨は、純資産の分類等に関する会計基準を改定することによって、より良い情報を寄付者や債権者に提供するためということである。

(2) 純資産分類変更の理由

純資産分類の変更について、FASB は「現在提示が必要とされている3種類の純資産は、寄付者が課す拘束の一時性・永久性に焦点が当てられてい

る」(FASB [2015], p.1), しかし「これらの3種類の純資産を用いることには複雑性」(FASB [2015], p.1)があると述べている。また、「寄付者や、法律、契約、理事会によって課される拘束・制限が非営利組織体の流動性や、純資産分類、財務実績、そして関連用語(特に「非拘束純資産」)にどのような影響を及ぼすかという点に関して誤解や困惑が起こる可能性がある」(FASB [2015], p.1)としている²⁾。そして「それによって非営利組織体の流動性を評価するために寄付者や債権者へ提供される情報の有用性に欠損が生じる」(FASB [2015], p.1)と述べている。つまり、現行の3分類は複雑で、誤解や困惑を招くため、もっと有用な分類法に改訂するということである。

2. 純資産分類の変更と財務諸表

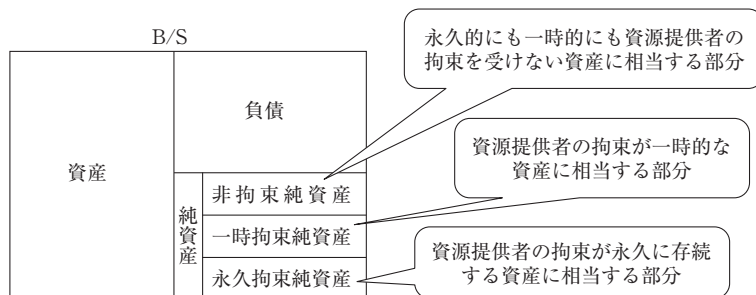
(1) 現行分類の確認

現行の会計基準における純資産の区分は図表1に示す通りである。企業会計と異なり純資産の部が、上から「非拘束純資産」、「一時拘束純資産」そして「永久拘束純資産」となっている。「永久拘束純資産」とは、「寄贈者の永久的な拘束または組織体によって永久的に維持されることを求める法律の規定によって拘束される資産に相当する純資産の部分」(Richard・Marie [2015], p.91)である。「一時拘束純資産」とは「資産が使用される期間または資産が使用される目的のいずれかによって、拘束されている資産に相当する純資産の部分」(Richard・Marie [2015], p.91)である。そして、「非拘束純資産」とは「その他のすべての資産に相当する純資産の部分」(Richard・Marie [2015], p.91)である。

2) ここでFASBが指摘するような問題点が生じるとするならば、永久拘束と一時拘束を明確に区別する基準や方法を検討し公表するという選択肢もあったはずである。

図表 1 現行の貸借対照表

資源提供者の拘束により 3 つに区分



出所) 図表は筆者が作成。

各純資産区分の定義は、Richard F. Larkin, Marie DiTommaso [2015], p.91.

(2) 改訂案の分類と財務諸表への影響

ここでは FASB がこれら純資産分類をどのように変更しようとしているのかについて考察する。考察は特に、貸借対照表と事業活動計算書の表示の変更点について行う。

まず貸借対照表の表示であるが、FASB は「現在表示が必要とされている 3 種類ではなく、2 種類の純資産の当期末における額を提示すること」(FASB [2015], p.2) と述べている。そして、「現在提示が必要とされている純資産総額に加えて、寄付者による拘束がある純資産と、寄付者による拘束がない純資産を報告することになるであろう」(FASB [2015], p.2) と述べている。つまり、純資産の区分が「寄付者の拘束がある純資産」と「寄付者の拘束がない純資産」の 2 区分になるということである。

図表 2 は今回の改訂により貸借対照表の純資産の区分がどのように変わるのかを図示したものである。図表 1 と比べてみると、区分数が 2 区分に減少し、「永久拘束純資産」と「一時拘束純資産」が統合されていることが分かる。

図表2 改定案の貸借対照表
資源提供者の拘束により2つに区分

B/S	
資産	負債
	純資産
	寄付者の拘束がない純資産
	寄付者の拘束がある純資産

非拘束純資産

永久拘束純資産と一時拘束純資産からなる

出所) 改定案に基づき筆者が作成。

次いで事業活動計算書であるが、FASBは「現在提示が要求されている3種類ではなく、(第1項目で言及した)2種類の純資産における変動額をそれぞれ提示すること」(FASB [2015], p.2)としている。さらに、「寄付者による拘束がない純資産の変動に関連する2つの営業活動の額(それぞれの小計)を追加・提示すること」(FASB [2015], p.2)と述べている。つまりこれまで、非拘束、一時拘束および永久拘束という3つの純資産項目の変動原因を報告するために3列に分けて提示していたものを、「拘束がない純資産の変動」と「拘束がある純資産の変動」の2列に分けて提示するということになるということである。また、これまでは収益関連項目と費用関連項目を対照させるのみの事業活動計算書であったが、それを拘束がない純資産の列について2区分にするという新たな形式を示しているのである。これについては第4項で検討する。

(3) 貸借対照表の変容

図表3はSFAS第117号で提示されている現行の貸借対照表(以下、117号B/Sと略称する)である。そして、図表4が改訂案で示されている貸借対照

図表3 FASB 第117号の貸借対照表

非営利組織体 A 貸借対照表 19X1年および19X0年6月30日		
	(単位：千ドル)	
	19X1年	19X0年
資産		
現金および現金同等物	\$ 75	\$ 460
受取債券および未収利息	2,130	1,670
棚卸資産および前払費用	610	1,000
未収寄付金	3,025	2,700
短期投資	1,400	1,000
土地・建物・備品への投資に用途が拘束された資産	5,210	4,560
土地・建物および備品	61,700	63,590
長期投資	218,070	203,500
資産合計	<u>\$ 292,220</u>	<u>\$ 278,480</u>
負債および純資産		
支払債務	\$ 2,570	\$ 1,050
前受金		650
未払補助金	875	1,300
支払手形		1,140
年金債務	1,685	1,700
長期債務	5,500	6,500
負債合計	<u>10,630</u>	<u>12,340</u>
純資産		
非拘束純資産	115,228	103,670
一時拘束純資産（注記 B）	24,342	25,470
永久拘束純資産（注記 C）	142,020	137,000
純資産合計	<u>281,590</u>	<u>266,140</u>
負債及び純資産合計	<u>\$ 292,220</u>	<u>\$ 278,480</u>

表（以下、改定 B/S と略称する）である。いずれも資産項目、負債項目に次いで純資産項目が表示されている。117号 B/S における純資産の区分は「非拘束純資産」、「一時拘束純資産」および「永久拘束純資産」の順で表示されている。これに対して改訂 B/S の純資産の区分は、「寄付者の拘束がない純資産」と「寄付者の拘束がある純資産」の2区分となっている。純資産の部

図表 4 改訂案の貸借対照表

非営利組織体 A 貸借対照表 20X1年および20X0年6月30日		
(単位：千ドル)		
	20X1	20X0
資産		
現金および現金同等物	\$ 4,575	\$ 4,960
受取債券および未収利息	2,130	1,670
棚卸資産および前払費用	610	1,000
未収寄付金	3,025	2,700
短期投資	1,400	1,000
土地・建物・備品への投資に用途が拘束された資産	5,210	4,560
土地・建物および備品	61,700	63,590
長期投資	218,070	203,500
資産合計	<u>\$ 296,720</u>	<u>\$ 282,980</u>
負債および純資産		
支払債務	\$ 2,570	\$ 1,050
前受金		650
未払補助金	875	1,300
支払手形		1,140
年金債務	1,685	1,700
長期債務	5,500	6,500
負債合計	<u>10,630</u>	<u>12,340</u>
純資産		
寄付者の拘束がない純資産 (注記 DDD)	92,677	73,619
寄付者の拘束がある純資産 (注記 B)	193,413	197,021
純資産合計	<u>286,090</u>	<u>270,640</u>
負債及び純資産合計	<u>\$ 296,720</u>	<u>\$ 282,980</u>

以外の変更点は見当たらないようである。

(4) 事業活動計算書の変容

前述の通り事業活動計算書の非拘束欄の表示を2区分に変更する案が示されている。FASBは2つの営業活動の額について、「a. 第1の小計は、内部移転前のもので、寄付者による拘束がない営業収入、支援、経費、損益が

含まれる」（FASB [2015], p.2）と述べている。そして、「b. 第2の小計は、理事会による資金充当、用途指定などに伴う内部移転の影響が含まれる」（FASB [2015], p.2）と述べている。つまり、第1区分は寄付者の拘束も内部的な拘束もない資源の流入と流出の対応関係から得られる結果であり、第2区分³⁾（本稿では、移転前営業余剰より下を第2区分と称する）は寄付者の拘束はないが、内部的な拘束を付加した資源の流入と流出を含んだ対応関係から得られる結果と考えられる。

図表5はSFAS第117号で提示されている事業活動計算書（以下、117号計算書と略称する）である。そして、図表6が改訂案の事業活動計算書（以下、改定計算書と略称する）である。117号計算書における「一時拘束純資産」の増減を示した列を見ていただきたい。括弧で示されている箇所注目する。これは再分類⁴⁾といわれるものである。FASBは一時拘束と判断される寄付には時間拘束と目的拘束があるとしてる。時間拘束とは「一般に規定された時間に達したならば非拘束」（FASB [1985], par.115：平松・広瀬 [2002], p. 341）となるものである。目的拘束とは「一般に組織体が寄贈者の規定の性質に依存しつつ、おそらく数期間に渡って特定された目的に従って活動を行うときに非拘束」（FASB [1985], par.115：平松・広瀬 [2002], p. 341）となるものである。また「目的拘束」と「時間拘束」の2つの拘束を受けるもの⁵⁾もある。これらの一時拘束の寄付資産は時の経過や目的が果たされた時に拘束が解かれ非拘束となるものである。その振り替えの過程が示されているのである。左横の非拘束欄を見ていただきたい。同額が拘束解除され非拘束の資源として流入したように報告されている。

3) 移転前営業余剰より下の箇所を第2区分と称したのは、移転後営業余剰は、それ以下に示される営業外項目からの振り戻し等があるなど、移転後営業余剰以下の項目と密接に関わり合っているためである。詳しくは以降の本文で確認していただきたい。

4) 再分類については、SFAC第6号の第114から第116号で述べられている。

5) SFAS第117号第15パラグラフなどで指摘されている。

図表5 SFAS 第117号の事業活動計算書

非営利組織体 A 事業活動計算書 19X1年6月30日会計期間末				
(単位：千ドル)				
	非拘束	一時拘束	永久拘束	合計
収益、利得およびその他の支援金：				
寄付金収入	\$ 8,640	\$ 8,110	\$ 280	\$ 17,030
料金収入	5,400			
長期投資からの収入（注記 E）	5,600	2,580	120	8,300
その他の投資収入（注記 E）	850			850
長期投資からの未実現・実現純利得（注記 E）	8,228	2,952	4,620	15,800
その他の収入	150			150
拘束が解除された純資産（注記 D）				
プログラムに関する拘束の満了	11,990	(11,990)		
設備取得に関する拘束の満了	1,500	(1,500)		
時間拘束の満期	1,250	(1,250)		
収益、利得およびその他の支援金の合計	<u>43,608</u>	<u>(1,098)</u>	<u>5,020</u>	47,530
費用および損失：				
プログラム A	13,100			13,100
プログラム B	8,540			8,540
プログラム C	5,760			5,760
経営管理費	2,420			2,420
資金調達費	2,150			2,150
費用の合計（注記 F）	31,970			31,970
火災損失	80			80
年金債務の発生損失		30		30
費用および損失の合計	<u>32,050</u>	<u>30</u>		<u>32,080</u>
純資産の変動額	11,558	(1,128)	5,020	15,450
期首純資産額	103,670	25,470	137,000	266,140
期末純資産額	<u>\$ 115,228</u>	<u>\$ 24,342</u>	<u>\$ 142,020</u>	<u>281,590</u>

図表6の改定計算書を見ていただきたい。純資産分類の変更によりこれまで合計欄を除いて3列あった列が2列に変更されている。それ以外の変更点を確認すると、再分類に関する箇所については図表5における再分類に関するところとほぼ同じである。ただし「寄付による基本財産からの充当」という項目が追加されている点が異なる。また、投資収入・利得関係項目の表示が第2区分へ移動している。これらは後述するとして、それ以外の第1区分については変更はないようである。

第2区分は新設であり、追加変更されている部分である。

「主体が指定、充当および同様の移転を課した営業上の資源」と「主体が指定、充当および同様の移転を課した営業外の資源」の対応関係であるが、

図表6 改訂案の事業活動計算書

非営利組織体 A 事業活動計算書 決算日 20X1年6月30日			
(単位：千ドル)			
	寄付者の 拘束なし	寄付者の 拘束あり	合 計
収益および利得			
寄付金収入	\$ 8,640	\$ 8,390	\$ 17,030
料金収入	5,200		5,200
その他の収入	150		150
利得	200		200
寄付者の拘束がない収益および利得合計	14,190		22,580
拘束が解除された純資産（注記 D）			
プログラム拘束の満了	21,990	(21,990)	-
取得拘束設備の満了	1,500	(1,500)	-
時間拘束の満期	1,250	(1,250)	-
寄付による基本財産からの充当	7,500	(7,500)	-
	32,240		
寄付者の拘束がない収益、利得およびその他の支援合計	46,430		
費用および損失			
プログラム A	13,100		13,100
プログラム B	8,540		8,540
プログラム C	5,760		5,760
経営管理費	2,038		2,038
資金調達費	2,150		2,150
費用合計	31,588		31,588
火災損失	80		80
費用および損失合計	31,668		31,668
移転前営業余剰	14,762		
主体が指定、充当および同様の移転を課した営業上の資源			
準基本財産から充当した投資利益	2,000		2,000
寄付設備装置の移転	(140)		(140)
寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転	(1,500)		(1,500)
移転後営業余剰	15,122		
営業外の変動			
投資利益純額（注記 E）	4,678	20,272	24,950
利息費用	(382)		(382)
年次債務に係る数理計算上の損失		(30)	(30)
主体が指定、充当および同様の移転を課した営業外の資源			
準基本財産から当期の営業へ充当した投資利益	(2,000)		(2,000)
寄付設備装置の移転	140		140
寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転	1,500		1,500
純資産の増加（減少）	19,058	(3,608)	15,450
期首純資産額	73,619	197,021	270,640
期末純資産額	\$ 92,677	\$ 193,413	\$ 286,090

一見すると前者は営業活動において消費支出できる資源の増減で、後者は営業活動において消費支出できない資源の増減であると思える。後者において注意しなければならない点がある。これらは元々資源提供者の拘束がない資

源であり、自由に使用できるはずの資源であったという点である。ここでの拘束はいわば自主規制というべきものといえそうである。さらによく確認すると、上下で同額が対応表示されていることがわかる。例えば「準基本財産⁶⁾から充当した投資利益」と「準基本財産から当期の営業へ充当した投資利益」の対応関係は、それまで営業上の資源としては使用できないと自主規制をかけていた資源の規制を解いて、事業活動に投入したということになると思われる。また、「寄付設備装置の移転」の項目については営業活動に使用できるはずの資源に規制をかけているということであろう。注記例を確認する必要がある。

「寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転」については、事業活動計算書本体だけでは解読が困難である。なぜならこの欄はそもそも拘束がないはずである。それなのに「寄付者の拘束がある基金」となっている。難解な項目である。これも、注記例を確認する必要がある。そこで次章において注記を確認することにする。ただし、その前に改訂の方向性を確認することから始める。

3. 改訂の方向性と注記の強化

(1) 改訂の方向性

FASB は改訂の方向性について、「財務諸表の本体表示において、永久的な拘束がある財源と一時的な拘束がある財源の区別をなくすことは、複雑性の低減につながると思われる」（FASB [2015], p.5）と述べている。そして、

6) 準基本財産 (quasi-endowment) について SFAS 第 117 号 Appendix D (p.77) では、組織体の管理主体は、非拘束純資産の一部を管理主体が設定した基本財産として充当することがある」と述べている。そして、そのことを括弧書きで「基本財産として機能している基金または、準基本財産 (quasi-endowment) と呼ばれる」と説明している。つまり準基本財産とは組織体自らが基本財産として規制している基金と考えられる。

「財務諸表の注記における情報開示の強化によって、寄付者が課す様々な拘束の本質・程度・影響に関する有用な情報が提供されるであろう」と述べている。また拘束に関する開示の方法を変えることについて「多くの場合、これらの拘束には財源の利用目的や利用期間に関する拘束が含まれる。財務諸表の本体表示の簡素化と注記における情報開示の強化によって、適切でより有益な情報が提供し続けられるであろう」（FASB [2015], p.5）と述べている。そして、「こうした情報は、非営利組織体の財源やその変化に関するもので、寄付者・債権者などが以下の側面を評価する際に役立つであろう」（FASB [2015], p.5）として、次の4項目を挙げている。

- a. 資産流動性と財務的弾力性（債務返済能力や外部融資の必要性を含む）
- b. 当該期における財務実績
- c. 業務努力やサービス提供継続能力
- d. 受託責任の行使や管理者の管理業績に関する他の側面

つまり、財務諸表本体をスリム化し、注記を充実させることにより上記の4項目に関してその評価の有用性が高められると考えているようである。

この4点は、ロバート N. アンソニー（以下アンソニーと略称する）が FASB の依頼で調査研究した研究報告書『非営利組織体の財務会計に関する概念問題の調査研究』（FASB *Research Report, Financial Accounting in Non-business Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues*；以下、アンソニー報告書と略称する）の中で指摘されている評価に有用な情報とほぼ同じである。アンソニー報告書は、アンソニーが FASB の依頼で非営利組織体会計の現状調査を実施し、その結果をまとめた報告書であり、非営利組織体財務会計概念作成の基礎資料となったものである。そこに示されたものと全くといって良いくらい同じ評価情報である。

アンソニー報告書では評価の視点として①財務的生存力（financial viability）、②使途指令等への準拠性（fiscal compliance）、③管理者の管理業績

(management performance), および④提供したサービスのコスト (cost of services provided) が挙げられていた。この中の①財務的生存力が特に重要であり、それはサービスを提供し続ける能力であり、支払能力や資源移転可能性の程度などで評価されると記されている (Anthony [1978], pp.48-52)。これは上記 a および c に該当する。②の用途指令等への準拠性は、受託した資産は用途指令等に従って運用しなければならないと考えられるため、d の受託責任に該当する。そして、③の管理者の管理業績が同じく d の管理者の管理業績にそのまま該当する。b の財務実績については特に当てはまらないかもしれないが、財務情報としては当然といえる評価の視点である。

これらの評価に役立つ情報は、30数年前に掲げられたものとなら変わっていないといえる。今回の改定案は一時拘束と永久拘束を区別しなければならないことの複雑性を緩和し、その分注記を充実させるという方向性を持って行われていると解釈されよう。つまり、純資産を3つに分類し会計処理や財務報告を行うことの論理的矛盾や欠陥があったわけではない。変更の大きな理由は複雑性の緩和に他ならない。評価に役立つ情報が変わっていないとするならば、3分類よりも2分類の方が優れているという確かな根拠が示されて欲しいものである。

次に注記を確認してみることにする。

(2) 注記の強化

SFAS 第117号には A～F の注記事項が示されている。それが改訂案では注記 A が削除され注記 B～注記 G となっている。次にこれらを順に確認していくことにする。

①注記 A から C

注記 A は、一時拘束から非拘束への再分類や固定資産取得等によるそれらの変動についての注記であったが、一時拘束がなくなったため削除されて

いる。注記 B と注記 C は統合され改定案では注記 B となっている。SFAS 第117号における注記 B は、「一時拘束純資産」の目的拘束と時間拘束についての注記であり、注記 C は「永久拘束純資産」のそれであったからである。永久拘束と一時拘束の文言を使わず一つにまとめた変更である。

②注記 D

注記 D は一部修正と追加が行われている。

まず修正箇所であるが、注記 D は「目的拘束を満たす費用の発生および寄付者が明示した他の事象の発生による拘束の解除」についてのものであった。それが改訂案では「寄付者が明示した時の経過」という文言を追加して、プログラム拘束の解除、時間拘束の解除、目的拘束の解除、および拘束のある基本財産からの充当額を説明している（図表7注記 E 長期投資に関する表を参照）。要するにそれまで文章では示されていなかった時間拘束に関する文言を追加して、基本財産の投資利益に関する項目を加えるなど、必要な修正を行っているのである。

しかし注記 D には、さらに2つの新設された注記がある。それは注記 DD と注記 DDD として示されている。

まず注記 DD では、「非営利組織体 A の管理主体には、いくつかの部署ごとの政策がある。それは事業活動計算書上で、各部署が設定した、各部署に割り振られた、およびその他同様の移転に関する表示に影響を及ぼす」（FASB [2015], p.77）と記されている。そして、「寄贈者の拘束がない寄贈物は、長期投資として表示される（準基本財産）。しかしながら寄贈物は、20X1年度中に受け取ったものではない。場合によっては管理主体が寄贈者の拘束がない純資産の部分を流動的なサービスの提供に指定していることもある」（FASB [2015], p.77）と続けている。さらに「それは、年次的に管理主体が、当該期間の営業のために準基本財産や、寄贈者の拘束がある基本財産の一部を割り振ったものである」（FASB [2015], p.77）と述べている。

具体的には「20X1年度中に、総額9,500千ドルが充当され使用され、それは準基本財産からの2,000千ドルと、寄贈者の拘束がある基本財産からの7,500千ドルからなる」(FASB [2015], p.77)と金額を用いた注記例を示している。

また、「非営利組織体 A は、当該期間中に1,640千ドルの設備をサービスの提供のために供した。それは拘束の解除として表示されている寄贈者の拘束のある基本財産1,500千ドルと、寄付を受けた設備140千ドルで購入したものである。これらの金額は、事業活動計算書上、当該部署が設定したものであり同様の移転の両方を含むものである」(FASB [2015], p.77)との注記を加えている。

この注記を確認すると、第2章で疑問視した「寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転」の意味がわかる。第1区分の再分類項目「取得拘束設備の満了」1,500千ドルの拘束が解除され一旦は非拘束資源の流入となり、その分だけ移転前営業余剰が増大する。そして、「主体が指定、充当および同様の移転を課した営業上の資源」の部の「寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転」の項目で1,500千ドル減額されている。次いでその金額に自主規制をかけて「主体が指定、充当および同様の移転を課した営業外の資源」の部の「寄付者の拘束がある基金およびサービスに限定された施設設備の移転」の項目で1,500千ドル増額している。

「寄付設備装置の移転」140千ドルは、それまで拘束がなかった資源に自主規制を課したことを示していると思われる。これはまず第1区分の寄付金収入8,640千ドルの中に、この140ドルが含まれていると考えなければならない。そして、設備取得目的が解除された1,500千ドルとの合計1,640千ドルが「収益および利得」として流入していると読み取ることになる。そしてこれらの金額は、第2区分で自主規制を課するという計算構造になっていると解釈されよう。

FASB は、さらに注記 DDD として、次の内容の記述を追加している。

「20X1年6月30日、非営利組織体 A は、寄贈者の拘束がない純資産に次の目的を付加した。」

準基本財産	\$ 34,628
流動性準備金 (Liquidity reserve)	<u>1,300</u>
合 計	<u>\$ 35,928</u>

この注記も自主規制に関するものである。つまり、拘束がない純資産の内どれだけに自主拘束を課しているかを説明するものである。ここで気になるのが準基本財産の金額の内訳である。「非拘束純資産」に占める自主規制の内訳がどのようになっているのかを確認する必要があると思われる。それは次の③で行うことにする。

③注記 E

注記 E は、投資収入・利得などであり、一時拘束や永久拘束に関わる文言を修正している。その他、117号計算書の本体では3つの投資収入・利得が示されていたが、改定計算書では第2区分の移転後営業余剰のところ、純額表示のみに一本化され利息費用が追加されている⁷⁾。そのことを受けての変更である。この変更は企業会計により近づいたように見受けられる。これらは金融取引であり、企業会計では営業外損益項目として取り扱われる。しかし、これまで FASB の財務諸表では非拘束の資源流入として、営業収入と同様に取り扱われていたが、改訂案では営業外項目となり企業会計と同じになったといえそうである。以下に改訂案に示された表を図表7として示す⁸⁾。

7) これはキャッシュフロー計算書との整合性を図ったものと思われる。投資収入・利得は現行のキャッシュフロー計算書では、営業活動によるキャッシュフローに含まれている。しかし改訂案のキャッシュフロー計算書では、投資活動によるキャッシュフローに含まれることになっている。

図表7 注記Eで示された長期投資に関する表

長期投資資産の当期中の運用状況 (タイトルは筆者) (単位:千ドル)				
	プールA	プールB	プールC	合計
投資の期首残高	\$ 164,000	\$ 32,800	\$ 6,700	\$ 203,500
投資に利用可能な贈与				0
永久に基本財産となる贈与	200		80	280
期限付き基本財産となる贈与			70	70
年金信託となる贈与			200	200
年金受給者の死去による引出高			(400)	(400)
投資利益純額	19,972	3,828	300	24,100
当期の営業への割当額	(7,500)	(2,000)		(9,500)
当期および将来の支払いのための年金信託収入			(180)	(180)
投資の期末残高	<u>176,672</u>	<u>34,628</u>	<u>6,770</u>	<u>218,070</u>

拘束・非拘束純資産における投資の期末残高の内訳 (タイトル筆者) (単位:千ドル)				
	プールA	プールB	プールC	合計
寄付者の拘束がある純資産	\$ 176,672		\$ 6,770	\$ 183,442
寄付者の拘束がない純資産		\$ 34,628		34,628
	<u>176,672</u>	<u>34,628</u>	<u>6,770</u>	<u>218,070</u>

出所) FASB [2015], p.78 (注記E) を基に, 筆者作成。

ここで注記Dのところでは言及した気になる点, すなわち「寄付者の拘束がない純資産」に占める自主規制の内訳額を確認してみる。注記DDDに示されている自主規制に関する表を見ていただきたい。そこに示されている準基本財産の金額34,628ドルは, 図表7の「寄付者の拘束がない純資産」に占めるプールBの金額である。つまり, 自主拘束は基本財産プールBと流動性準備金ということである。すなわち, 注記Dにも注記Eにも寄付によって調達した設備装置に課した自主規制の額を示す記述はない。これに関する注記はBからGまで(Aは削除されている)のいずれにおいても示されていないようである。拘束がない有形固定資産の寄付(寄付金で調達した有固定資産を含む)は「寄付者の拘束がない純資産」の中に紛れてしまうと思われる。

8) 改訂案の表は, 117号計算書の注記Eで示された表に対する修正箇所が分かるように, 修正のための罫線(消去線)が上書きして引かれている。したがって, 見やすいよう罫線箇所を削除して作成している。また, タイトルと単位を付加している。

④注記 F・G

注記 F は、発生した費用に関する表を用いた注記であるが、表の差し替えを行っている。第117号ではなかった支援活動の欄を加え、営業活動に関する費用と営業外活動による費用を区別表示している。

注記 G は新しく加えられた注記であり、当座の支払の要求に活用できるかどうかを査定するのに60日基準を用いるとして、次の表を提示している。

金融資産	\$ 229, 200
差 引	
契約または寄贈者が付加した拘束のある資産で、	
60日以内に利用できない金融資産	(192, 413)
準基本財産	<u>(34, 628)</u>
60以内に利用可能となる金融資産	2, 159
 金融負債	
60日以内に満期の到来する金融負債	<u>1, 845</u>
60日以内に満期の到来する金融負債を超過する純金融資産	<u>\$ 314</u>

ここにも準基本財産34, 628千ドルが示されているが、ここで準基本財産とは金融資産であることが明確となった。

4. 変更点の検証と課題

(1) 貸借対照表の検証

これまで述べてきたように、貸借対照表の改訂に関しては、すべて純資産の区分が変更されたことに関連する改定だといえる。注記を含めて変更点を

再度指摘しておく、それは①純資産の区分が3区分から2区分へ、②注記B・CがBに一本化、③注記DDDが追加されたことである。

①は純資産の区分変更そのものである。②については、注記Bが「一時拘束純資産」、注記Cが「永久拘束純資産」の内訳についての注記であるため、当然の変更である。③については、「寄付者の拘束がない純資産」に自主規制を課した内容を示すもので、準基本財産として34,628千ドル、流動性準備金として1,300千ドルを規制していることを説明した注記である。ただし、寄付により調達した有形固定資産⁹⁾は取得または購入した年度に自主規制を課したように事業活動計算書では見受けられるが、その金額を示した注記等は見当たらない。これは後に述べる減価償却の問題とも関係があるが、受託責任の観点から、財務諸表本体あるいは注記によって開示する必要があるように思える。

また注記に関していえば、FASBは強化するとしているが、永久拘束について説明した記述は基本財産の投資に関する注記Eの表の中で、一部が示されてはいるが、他の注記には記されていない。本体を簡素化し注記を強化するのであれば、注記において資産の内の一定金額が「永久拘束」であることなどが記される必要があると思われる。日本公認会計士協会が指摘するように「制度上、期限の設定なく純資産保持が求められる場合も多く」（日本公認会計士協会 [2015], p. 58), 「組織の継続的活動能力を表す観点からは、資源拘束の時間軸の違いを財務諸表上明らかにするため、一時拘束純資産と永久拘束純資産を区別して表示することが望ましい」（日本公認会計士協会 [2015], pp. 58-59) といえる。これはわが国の制度を考慮しての指摘であるが、いずれの国においても歴史的価値のあるコレクション物件の寄付など永久に維持すべき資産の提供などがあるはずである。受託責任の観点からも、

9) ここでいう有形固定資産とは、寄付によるものではあるが拘束がない、または目的拘束の満了により拘束が解除された有形固定資産を指す。

財務諸表本体で報告しないのであれば、注記にて開示すべきであろう。これらの点から考えると、財務諸表本体の簡素化と注記の強化という改定の趣旨には疑問が残るところである。

さらに、前述のように貸借対照表の改訂は、すべて純資産の区分の変更に関連して生じた改訂だといえる。すなわち、「一時拘束純資産」と「永久拘束純資産」が、「寄付者の拘束がある純資産」に統合されたことによる変更である。したがって、2区分と3区分の有用性を検討する必要があると考えられる。この点については、日野 [2006], [2008] 等で検討している。ここでは財務情報利用者の情報ニーズの観点から、3区分が有用であるという結論を得ている。ただし、今回 FASB がいうような複雑性や区分困難性の観点からは検討していないので、FASB がいうような複雑性や区分困難性がどの程度あるのかなどを検証する余地があると思われる。

(2) 事業活動計算書の検証

FASB が注記例として示した事業活動計算書の主な変更点は、注記 D と注記 E の変更である。次にそれらを順を追って検討する。

①注記 D の変更

ここで重要な変更は注記 DD の追加であろう。注記 DD の留意点として、次の2点が指摘できる。

- a. 「一時拘束の解除7,500千ドルと、自主拘束である準基本財産2,000千ドルによるサービスの提供」
- b. 「一時拘束の解除1,500千ドルと受け取った寄付140千ドルによる設備の購入、および合計1,640千ドルの自主拘束と思われる営業外資源の増大」

まず、a. であるが、これを図表6の改訂計算書上で確認する。すると、第1区分で再分類による非拘束資源の流入を報告し、第2区分で自主拘束の

解除による当期使用可能資源の流入を報告していることが分かる。これは新しい試みである。

次に b. であるが、これを改訂計算書（図表6）上で確認すると、第1区分で拘束解除による非拘束資源の流入を報告するとともに、第2区分で示される当期に受け取った寄付140千ドルと併せて1,640千ドルの設備装置を取得したことが分かる表示となっている。また第2区分では、その1,640千ドルに自主拘束を課したようになっていることが確認できる。

これらの自主拘束の付加は、SFAS 第116号では、時間拘束を含意するという会計方針に従えば、「一時拘束純資産」の増大として報告される（FASB [1993a], par.16）とする会計方針の採用問題と関連する。会計方針により一時拘束とするのではなく、自主拘束として将来に備えることになっている。

アンソニーは、「SFAS 第93号は、資産に対して減価償却を行うことを要求」（Anthony [1989], p.38）している。これは「営業上の資産に関しては健全に機能する」（Anthony [1989], p.38）。しかし、「贈与資本資産の減価償却は収益の測定に影響を及ぼしてはならない。これらの資産は組織体にとって原価ゼロである」（Anthony [1989], p.38）と述べている。そして、通常的主要財務諸表と区別した別個の「贈与資本貸借対照表」と「贈与フロー計算書」を作成する案を提示していた。これにはあまり意味がないとするが、今回の改訂では、一時拘束が解除された額と、当期に寄付として受け取った額に自主拘束を課すことになっていると思われる（これらは有形固定資産である設備装置の取得額に等しい）。それは第1区分の移転前営業余剰までの区分ではなく、第2区分で開示することになっている。これは結果的に「贈与フロー計算書」を別個に作成し開示しているのと同じ効果があるように思える。これまで FASB は時間拘束を付ける会計方針は任意としていた。そのためそのような会計方針を採らない組織体は、有形固定資産の寄付を受け取った、あるいは有形固定資産取得のために受け取っていた拘束がある資源で有

形有固定資産を取得した場合は、当該会計期間に多額の「非拘束純資産」の増加を報告していた。改訂案でも多額の「寄付者の拘束がない純資産」の増大を報告することにはなるが、移転後営業余剰の金額には反映されない¹⁰⁾。しかし、これらの拘束がない資源で調達した設備装置の減価償却費は営業上の費用および損失として報告されることになる。つまり、寄贈資産の減価償却が収益の測定に影響を及ぼすことになる。この点に問題が残っている。

②注記 E の変更

この変更は、事業活動計算書本体における投資利益の表示箇所と表示項目の変更によるものである。投資利益に関する情報の開示が、第1区分から第2区分へ変更されている。また、表示項目についても3項目表示から、1項目のみの純額表示となり利息費用が追加されている。そしてこの投資利益の純額は、「寄付者の拘束がある純資産」に加えるべきものと、「寄付者の拘束がない純資産」に加えるべきものとを区別している。その内の「寄付者の拘束がない純資産」に加えるべき額を営業外の資源増加¹¹⁾とし、最終的にはそのほとんどが準基本財産に加えられ自主規制が課されることになる。

ただし非営利組織体の場合、投資利益の一部は営業活動に使用するための重要な財源となると考えられる。これはアンソニー報告書で指摘されたハードマネー¹²⁾であり、組織体が自ら獲得したものである。すなわち組織体が自由に活用できる資源であり、組織体によっては重要な活動資源となっている

10) 今回の改定計算書において単年度の利益を確認する場合は、移転後営業余剰額をみることになるであろう。

11) 事業活動計算書における投資利益純額は、4,678千ドルである。これに対して図表7に示したプールBの金額、すなわち拘束がない投資利益の額は3,828千ドルである。この差額850千ドルは、注記Eの注記文において、「日常の必要額を超える現金は、短期投資資産として投資している。20X1年6月30日現在における短期投資の金額は1,400ドルであり、本年度において850千ドルの利益を獲得した」と述べられている。よって、3,828千ドル+850千ドル=4,678千ドルと計算できる。

12) アンソニー報告書では、寄付金などによる資源の収入をソフトマネー、料金収入などの自助努力による資源の流入をハードマネーとしている(Anthony [1978], p.49)。

場合もある。そうであるならば第1区分である移転前営業余剰を算出する区分で開示した方が良いようにも思える。

また投資利益に関しては他に矛盾を感じるところがある。それは改訂計算書の「寄付による基本財産からの充当」の箇所である。これは拘束がある基本財産からの投資利益を当期の営業収入として充当したものである。拘束がある基本財産から得られた利益は営業収入として移転前営業余剰に含められる。いずれかに統一した方が良いと思われる。FASBは「投資利益純額」について、一旦は営業外収益として認識するが、「準基本財産から当期の営業へ充当した投資利益」の項目で、振り戻されると反論するかもしれない。しかし、いずれにしても誤解の生じる難解な表示形式といえよう。

お わ り に

本稿では、FASBの非営利組織体会計基準改定草案を検討し、特に純資産の分類変更に焦点を当て、変更点の確認を行い、問題点を明らかにした。FASB現行基準は、純資産を資源提供者の拘束に従って3つに分類している。FASBは現行の基準は適切なものであるとしながらも、永久拘束と一時拘束に区別することが複雑で誤解を招くとして改訂を行っている。そして作業は、財務諸表本体を簡素化し注記を強化するという方向性を持って行うとしている。検討の中でFASBが評価に役立つ情報と考えている項目は、30年以上前に提示されたアンソニー報告書で指摘された項目と、ほとんど同じであるという確認をした。情報提供の目的が変わっていないのであれば、その目的を果たすためには現行の会計基準（財務報告形式）が良いのか、改訂案のそれが良いのかの優劣判断が比較的容易にできると考えられる。つまり、比較のために新たな調整項目について検討する必要がないと考えられる。純資産分類の有用性については、アンソニー報告書の評価項目に基づいて検討した日

野 [2006] や「一時拘束純資産」の有用性を検討した日野 [2008] において、検討を行っている。そこでは改訂案と同じ分類をしているわが国の公益法人会計基準による純資産分類との比較検討も行っている。結果として、FASB 現行の3分類が最も有用であるという結論を得ている。結論の根拠としては、財務的生存力の観点から「一時拘束純資産」は将来の資源提供可能性評価を可能にするものであり必要なカテゴリーであること、受託責任の観点から「維持責任」が主な受託責任と考えられる「永久拘束純資産」と「維持責任」と「運用責任」という2つの受託責任を併せ持つ「一時拘束純資産」は区別すべきであることなどが挙げられる。

その他本稿では、貸借対照表および事業活動計算書における問題点を明らかにした。

まず、貸借対照表であるが、寄贈資産の自主拘束に問題があることを指摘した。拘束がない寄贈資産、あるいは設備等取得目的の資源で調達した寄贈資産（拘束は解除される）に自主規制を課したように事業活動計算書では報告される。したがって、貸借対照表においてその自主拘束について報告する必要があると思われる。しかし、貸借対照表本体にも、注記にも、これに関する自主拘束の金額は示されていない。受託責任の観点から、時間拘束を付けるという会計方針を採用し拘束を付けるか、注記による開示をすべきか、いずれかではないかと思われる。

また、拘束が永続する寄付の存在がその永続性開示を必要とするとの指摘も行った。永久拘束の資源提供はいずれの国でもありうる。国によって提供される補助金や交付金の永久拘束性の程度は異なると思われる。しかし、歴史的価値のあるコレクション物件などには永久に維持拘束すべきものがある。これについても受託責任の観点から、少なくとも注記での開示は必要ではないかと思われる。また、わが国においては、制度上、期限設定がない純資産保持が要求されることが多く永久拘束と一時拘束の区別をなくすことは好まし

くないであろう。

次に事業活動計算書であるが、これについてはまず贈与資産の減価償却の問題が挙げられる。拘束がない寄贈資産の減価償却が収益の測定に影響を及ぼすようになっている。時間拘束を課し、耐用年数に渡って減価償却費相当額の拘束を解除して行くようにした方が有用だと思われる。

また投資利益の表示箇所に疑問を呈した。準基本財産からの投資利益は一旦は営業外収益となり、「準基本財産から充当した投資利益」の項目を通じて移転後営業余剰に振り戻されることになる。しかし、財務諸表本体において、それを読み取ることは難しいように思える。営業外収益としていることには目が行くが、その一部がまた振り戻されているということを理解するには相当な会計の知識が必要である。

さらに投資利益については、拘束がある基本財産から得られた利益は、移転前営業余剰に組み込まれているという矛盾点も指摘した。結局はどちらも最終的には営業余剰になるため問題はないという解釈もできようが、同じ投資の利益でありながら一方は営業収入としてストレートに流入し、他方は迂回し後付けで流入するようになっている。拘束がない準基本財産などからの投資利益は、現行のように営業上の資源流入としてストレートに計上した方が混乱はないように思われる。

FASB は今回の改訂において財務諸表本体の簡素化と注記の強化を掲げているが、事業活動計算書においては複雑化に他ならない。また、そのような事業活動計算書を読み取るために注記を活用するが、内容を理解するためには相当の時間と会計の知識が必要になると思われる。

引用および参考文献

- FASB [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts No.4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations.*

- FASB [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*.
- FASB [1987], *Statement of Financial Accounting Standards No.93, Recognition of Depreciation by Not-for-profit Organizations*.
- FASB [1993], *Statement of Financial Accounting Standards No.116, Accounting for Contributions Received and Contributions Made*.
- FASB [1993], *Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations*.
- FASB [2015], *Exposure Draft, Proposed Accounting Standards Update—Not-for-Profit Entities (Topic 958) and Health Care Entities (Topic 954): Presentation of Financial Statements of Not-for-Profit Entities*.
- Richard F. Larkin, Marie DiTommaso [2015], *Interpretation and Application of GENERALLY ACCEPTED ACCOUNTING PRINCIPLES for Not-for-Profit Organizations*, John Wiley & Sons, INC.
- Robert N. Anthony [1978], *FASB Research Report, Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues*.
- Robert N. Anthony [1984], *Future Direction for Financial Accounting*, DOW JONES-IRWIN.
- Robert N. Anthony [1989], *Should Business and Nonbusiness Accounting Be Different?*, Harvard Business School Press.
- 日本公認会計士協会 [2015] 『非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理』。
- 日野修造 [2006] 「非営利組織体会計における純資産分類の検討」『会計』第 170 巻 1 号。
- 日野修造 [2008] 「非営利組織体会計における受託責任とサービス提供能力開示の検討」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第 40 号。
- 平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。